

令和3年度第3回さいたま市農業委員会定期総会議事録

日 時：令和4年2月16日（水）10時30分

場 所：ときわ会館5階 小ホール

1 開 会	石川会長職務代理者より開会宣言。
2 会 長 挨 拶	西形会長挨拶。 (さいたま市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となる。)
3 総会成立の報告	議長が、農業委員21名中、高崎定一委員、高松佳子委員が所要により欠席、本日の出席委員は19名、本定期総会は有効に成立している旨を報告。
4 議事録署名委員の指名	議長が、議席番号12番 山本博行委員、議席番号13番 浅子幹夫委員を議事録署名委員に指名。
5 議 事	議案第6号及び第7号 さいたま市農業委員会例規の一部改正について、事務局より説明。 (質疑応答) (浅子委員) 議案第6号について、改正後「農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）」とあるが、改正前に比べて簡潔過ぎて、一見すると何を言っているのかわからない。もう少し補足した方が良いのではないか。 (事務局) 法制上の技術的なルールに従って規定をしていくというのが一般的になる。このほか分かり易くするというのであれば、資料等を作成し、解説本という形で工夫をして委員の皆さんには示して参りたい。 (採決) 議案第6号及び第7号 さいたま市農業委員会例規の一部改正について、農業委員総員賛成のため、原案のとおり承認することに決定。 議案第8号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積について、事務局より説明。 (質疑応答) (小林委員) 「農地又は採草放牧地」とあるが、その違いは何か。また、経営耕地面積が、30a未満の農家の割合が48.19%となっているが、その面積には生産緑地も含まれているのか。 (事務局) 農地法で定義されている「農地」とは、「耕作の目的に供される土地」とあり、「採草放牧地」とは、「農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう」ということなので、「農地」と「採草放牧地」は異なるものとなりますが、農地転用等では、「農地等」としており、「採草放牧地」は「農地等」に含まれている。 経営耕地面積には、市街化調整区域の農地はもちろん、市街化区域の農地も算定しており、その中の生産緑地も含まれている。

6 そ の 他 7 閉 会	<p>(採決) 議案第8号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積について、農業委員総員賛成のため、原案のとおり承認することに決定。</p> <p>なし</p> <p>関口会長職務代理者より閉会を宣言。</p>
------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------